資料3別紙

障害者総合支援法等の概要

障害福祉サービス等の体系

市町村

自立支援給付

介護給付【区分認定を要す】
- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 短期入所
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

訓練等給付【区分認定を要さない】
- 自立訓練（機能・生活）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A 型・B 型）
- 就労選択支援
- 就労定着支援
- 自立生活援助
- 共同生活援助（グループホーム）

障がい者（児）

相談支援
- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

自立支援医療
- 更生医療
- 育成医療

補装具

地域生活支援事業（市町村）
- 理解促進研修・啓発
- 自発的活動支援
- 相談支援
- 成年後見制度利用支援
- 成年後見制度法人後見支援
- 意思疎通支援
- 日常生活用具の給付等
- 手話奉仕員養成研修
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- その他の日常生活又は社会生活支援

障害児支援（市町村）
- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 医療型児童発達支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 障害児相談支援

支援

都道府県

地域生活支援事業（都道府県）
- 専門性の高い相談支援
- 広域的な支援
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣
- 意思疎通支援を行う者の派遣に係る連絡調整　等

障害児支援（都道府県）
- 福祉型障害児入所支援
- 医療型障害児入所支援

自立支援医療（都道府県）
- 精神通院医療